

当事業所が提供する居宅介護支援サービスの利用料、及びその他の費用は以下の通りです。

《利用料》

- ※ 居宅介護支援費及び加算については、介護保険適用の場合、全額保険対象となるため、利用者が料金を支払うことはありません。

《保険給付額》

- 岡山市(地域区分7級地)は1単位は一律10,21円で計算します。

《居宅介護支援費》

- 1人あたりの介護支援専門員取扱利用者件数が45件未満の場合

	要介護1・2	要介護3・4・5
居宅介護支援Ⅰ	1,086単位(11,088円)／月	1,411単位(14,406円)／月

- 1人あたりの介護支援専門員取扱利用者件数が45件以上60件未満の場合

	要介護1・2	要介護3・4・5
居宅介護支援Ⅱ	544単位(5,554円)／月	704単位(7,187円)／月

- 1人あたりの介護支援専門員取扱利用者件数が60件以上の場合

	要介護1・2	要介護3・4・5
居宅介護支援Ⅲ	326単位(3,328円)／月	421単位(4,308円)／月

《居宅介護支援事業所の体制及び運営に対して評価された支援費》

特定事業所加算Ⅱ	421単位(4,298円)／月
----------	-----------------

- 特定事業所加算

中重度者や支援困難ケースへの積極的な対応を行うほか、専門性の高い人材を確保し、質の高いケアマネジメントを実施している事業所を評価し、地域全体のケアマネジメントの質の向上に資する事を目的としています。

【算定条件】

- ・ 常勤かつ専従の主任介護支援専門員を配置していること。
- ・ 常勤かつ専従の介護支援専門員を3名以上配置していること。
- ・ サービス提供の為の留意事項に係る伝達等を目的とした会議を定期的で開催していること。□
- ・ 24時間連携体制を確保し、必要に応じて利用者等の相談に対応する体制を確保していること。
- ・ 介護支援専門員に対し、計画的な研修を実施していること。
- ・ 地域包括支援センターから、支援が困難な事例を紹介された場合においても、支援が困難な事例に係る者に居宅介護支援を提供していること。
- ・ ヤングケアラーや障害者、生活困窮者、難病患者等、高齢者以外の対象者への支援に関する知識等に関する事例検討会、研修等に参加していること。
- ・ 居宅介護支援費に係る運営基準減算又は特定事業所集中減算の適用を受けていないこと。□
- ・ 居宅介護支援の提供を受ける利用者数が、介護支援専門員1人当たり45人未満であること。
- ・ 「ケアマネジメントの基礎技術に関する実習」等に協力又は協力体制を確保していること。
- ・ 他の法人が運営する居宅介護支援事業者と共同で事例検討会、研修会等を実施していること。
- ・ 多様な主体等が提供する生活支援のサービスが包括的に提供される計画を作成していること。

《居宅介護支援事業者と関係機関等との連携に関する支援費》

初回加算	300単位(3,063円)／月
通院時情報連携加算	50単位(510円)／月
入院時情報連携加算Ⅰ	250単位(2,552円)／月
入院時情報連携加算Ⅱ	200単位(2,042円)／月
退院・退所加算(Ⅰ)イ	450単位(4,594円)／回
退院・退所加算(Ⅰ)ロ	600単位(6,126円)／回
退院・退所加算(Ⅱ)イ	600単位(6,126円)／回
退院・退所加算(Ⅱ)ロ	750単位(7,657円)／回
退院・退所加算(Ⅲ)	900単位(9,189円)／回
緊急時等居宅カンファレンス加算	200単位(2,042円)／月
ターミナルケアマネジメント加算	400単位(4,084円)／月

- 初回加算  
新規及び要支援から要介護に移行した居宅サービス計画を作成(2ヵ月以上サービスの利用が中断した場合を含む)又は、要介護状態区分が2段階以上変更された場合に加算します。
- 通院時情報連携加算  
利用者が医師又は歯科医師の診察を受ける際に同席し、医師又は歯科医師に心身の状況や生活環境の情報提供を行い、利用者に関する情報提供を受けた上で居宅サービス計画書に記録した場合に加算します。
- 入院時情報連携加算Ⅰ  
利用者が病院又は診療所へ入院した日のうちに、入院先の職員に対して利用者の必要な情報を提供した場合に加算します。
- 入院時情報連携加算Ⅱ  
利用者が病院又は診療所に入院した日の翌日又は翌々日に、入院先の職員に対して利用者の必要な情報を提供した場合に加算します。
- 退院・退所加算  
病院、施設等の退院、退所にあたって、職員と面談を行い、必要な情報の提供を受けた上で居宅サービス計画を作成し、サービス利用に関する調整を行った場合に加算します。
  - ・ 退院・退所加算(Ⅰ)イ  
カンファレンス以外の方法により1回受けていること。
  - ・ 退院・退所加算(Ⅰ)ロ  
カンファレンスにより1回受けていること。
  - ・ 退院・退所加算(Ⅱ)イ  
カンファレンス以外の方法により2回受けていること。
  - ・ 退院・退所加算(Ⅱ)ロ  
2回受けておりうち1回以上はカンファレンスによること。
  - ・ 退院・退所加算(Ⅲ)  
3回以上受けておりうち1回以上はカンファレンスによること。
- 緊急時等居宅カンファレンス加算  
病院又は診療所の求めにより、当該病院又は診療所の職員と共に利用者の居宅を訪問し、カンファレンスを行い、必要に応じて居宅サービス等の利用調整を行った場合1月に2回を限度として加算します。
- ターミナルケアマネジメント加算  
在宅で死亡した利用者に対して、終末期の医療やケアの方針に関する利用者又は家族の意向を把握した上で、その死亡日及び死亡日前14日以内に2日以上、当該利用者又はその家族の同意を得て、居宅を訪問し、利用者の心身の状況等を記録し、主治医及び居宅サービス計画に位置付けた居宅サービス事業者に提供した場合に加算します。尚、その場合は同意した利用者に対して24時間連絡できる体制を確保し、必要に応じて居宅介護支援を行うことができる体制を整備します。